

第 9 回

水上村農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年（2026）9 月 10 日
水 上 村 農 業 委 員 会

第 9 回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和 8（2026 年）9 月 1 0 日第 9 回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（ 12 名）

席番号	氏 名	席番号	氏 名
1	松田 一洋	7	西本 美帆
2	尾前 重徳	8	椎葉 仁吏
3	椎葉 万紀	9	五家 一久
4	山本 広樹	10	川原 隆治
5	内田 真治	11	高橋 秀喜
6	那須 利八	12	小川 純子

1. 欠席委員は次のとおりである。（ 0 名）

席番号	氏 名

1. 関係者の出席を求めたもの。
農業委員会事務局長 立尾 一貴

1. 本会議の書記は次のとおりである。
農業委員会事務局長 立尾 一貴

1. 会議議案は次のとおりである。
議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画について

報告第 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による小作地の
合意解約の報告について
報告第 9 号 最適化活動の目標の設定等について

第9回水上村農業委員会総会議題

日 時：令和8年9月10日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 それでは、ご起立お願いします。
よろしく申し上げます。ご着席ください。
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。
(会長挨拶)
では、ただ今から令和8年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

議長 議事録署名委員を指名します。
3番 椎葉委員、4番 山本委員 にお願いします。
次に農地法第4条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。2ページをお願いいたします。
申請人は資料のとおりです。
土地の所在は資料をご確認ください。
熊本県からの農地法第4条許可申請書を受けずに転用をして

事務局

しまった、違反転用の案件になりますので顛末書等を添付し、熊本県には必要書類を提出いたします。

地目は畑で、面積は 57 m²です。

申請理由としては、申請地は分筆されており、既に宅地の進入路として公衆用道路を不許可で造ってしまった。

今回、申請し転用したい。

場所については、3 ページをご覧ください。公営住宅里坊団地の 東側に位置します。

4 ページには計画図も載せておりますので、併せてご覧ください。

また、5 ページには現地の写真を載せております。

申請地は農用地区域外の第3種農地です。

第3種農地と判断する理由は、運用第2-1(1)のエに該当する農用地区域内にある農地以外であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

- ①農用地区域内にある農用地又は採草放牧地である場合。
- ②農用地区域内にある農用地又は採草放牧地以外で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えているとして政令で定めている場合。
- ③当該申請農地以外の土地を供することができる場合。
- ④申請目的の実現に必要な資力及び信用がない場合。
- ⑤農地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意がない場合。
- ⑥申請に係る用途に供する見込みがない場合。
- ⑦土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合。
- ⑧農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合。

ると認められる場合。

⑨周辺の農用地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。

⑩農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、又は政令で農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると定められている場合。

⑪仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために農地を農地以外のものにしようとする場合において、利用後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められない場合。

以上のいずれにも該当していないため、適切であると思われます。

説明は以上です。

議長

この件については、内田委員と高橋推進委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について、内田委員に報告をお願いします。

内田委員

9月8日、高橋推進委員、事務局と共に現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、公営住宅里坊団地の東側に位置しています。調査の結果、すでに申請地は転用により公衆用道路として利用してありました。申請地は住宅地に面し、転用規模も小さいので周辺農地への影響は少なく、転用することに問題はないと思われます。以上、報告致します。

議長

ありがとうございました。

議長

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議案第20号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

次に議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

6ページをご覧ください。

熊本県への農地法第5条許可申請書を受けて転用の案件になりますので、熊本県には、総会の結果を意見書に記載して、必要書類を提出する予定です。

譲受人、譲渡人は資料をご確認ください。

申請地は岩野字上幸野にございます農地です。

申請理由は、介護施設の施設職員の屋外駐車場が必要である。また、施設用の車の駐車場として利用したいという理由でございました。

土地代金は、200,000円で、造成工事を計画中です。

場所につきましては、7ページをご覧ください。

水上村役場の 南西 に位置します。

8ページには計画図を載せております。

また、9ページには現地写真を載せております。併せてご覧ください。

申請地は農用地区域外の第3種農地です。

第3種農地と判断する理由は、運用第2-1(1)のエに該当する農用地区域内にある農地以外であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

農地法第5条第2項には、次の事項のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

1号 次に掲げる農地又は採草放牧地につき権利を取得しようとする場合。

イ 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地である場合。

ロ 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地以外で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えているとして政令で定めている場合。

2号 当該申請農地以外の土地を供することができる場合。

3号 申請目的の実現に必要な資力及び信用がないこと、農地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意がないこと、申請に係る用途に供する見込みがない場合。

4号 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。

5号 地域における効率的かつ安定的の農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると定められている場合。

事務局

6号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、所有権を取得しようとする場合。

7号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、利用後、耕作の目的に供されることが確実と認められない場合。

8号 農地法第3条の規定により、所有権を移転し、又は各種権利を設定することができない場合に該当すると認められるとき。

9号 認定経営発展法人から権利を取得する場合。

以上のいずれにも該当しないか、あるいは適切であると思われます。

以上で説明を終わります。

議長

この件については、内田委員、高橋推進委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について、内田委員に報告をお願いします。

内田委員

9月8日、高橋推進委員と事務局、私の3名で現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、水上村役場の南西にある農地です。

立地状況から見ても、転用後も周辺農地に支障はないと思われます。

面積等も申請のとおりであれば、転用しても問題ないと思われます。以上、報告致します。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第21号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

議案第22号 農地利用集積等促進計画について、上程いたします。

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。10ページをご覧ください。
番号1から番号6まで、農業公社を通して、農用地の賃借権等による権利の移転申出書の提出に伴う、経営移譲が理由となり、借受人は同じ申請者となります。

番号の1です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

申請地は、湯山字下馬場にある農地2筆になります。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計2,213㎡です。

場所については、11ページの白枠部分をご覧ください。

馬場公民館の西に位置します。

10ページにお戻りください。

申請理由は 経営移譲に伴う賃借権の再設定で、契約期間は5年です。経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、10aあたり全部で米30kg3袋です。

次に、番号の2です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

事務局

申請地は、湯山字高城 にある農地 3 筆になります。
地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 2,720 m²です。
場所については、11 ページの赤枠部分をご覧ください。
馬場公民館の西に位置します。

10 ページにお戻りください。

申請理由は、経営移譲に伴う賃借権の再設定で、契約期間は 5 年です。 経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、10 a 当たり全部で米 30 kg 3 袋です。

次に、番号の 3 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

申請地は、湯山字高城 にある農地 1 筆になります。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 1,027 m²です。

場所については、11 ページの 青枠部分をご覧ください。

馬場公民館の西に位置します。

10 ページにお戻りください。

申請理由は、経営移譲に伴う賃借権の再設定で、契約期間は 5 年です。 経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、10 a 当たり全部で米 30 kg 3 袋です。

説明します。12 ページをご覧ください。

番号の 4 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

申請地は、湯山字中覚井にある農地 5 筆になります。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 4,997 m²です。

場所については、13 ページの赤枠部分をご覧ください。湯山覚井公民館の 東に位置します。

12 ページにお戻りください。

事務局

申請理由は、経営移譲に伴う賃借権の再設定で、契約期間は5年です。 経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、賃借料は物納で、10a当たりで米30kg3袋です。

次に、番号の5です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

申請地は、湯山字下宮原 にある農地2筆になります。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計3,188㎡です。

場所については、14ページの赤枠部分をご覧ください。湯山地域交流センター の 東に位置します。

12ページにお戻りください。

申請理由は、経営移譲に伴う賃借権の再設定で、契約期間は5年です。 経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、10a当たりで米30kg3袋です。ちなみに換算値は、10a当たり16,000円の3袋で48,000円となっております。この額は今年の金額が出たところでまた検討したいと思います。

次に、番号の6です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

申請地は、湯山字上本野 にある農地1筆になります。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は635㎡です。

場所については、15ページの赤枠部分をご覧ください。

馬場公民館の 西に位置します。

12ページにお戻りください。

申請理由は、経営移譲に伴う使用賃借権の再設定で、契約期間は5年です。 経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は 無償0円です。

以上のとおりであります。農地法関係法令集の３ページ目をご覧ください。

事務局

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第１１項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第１８条第５項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

〇〇 10ページの2番の貸付人のところで代表相続人ということ
で出てるんですけど、現在手続き中ということでしょうか。

事務局 手続き中というよりも代表相続人の方から印鑑をもらって
くださいという公社からの話でしたので、ご本人さんにお聞き
して、今代表相続人は決めておりますけれども、今この方で
一応印鑑はいただきますという風に聞いて書類の方には書いて
印鑑をいただいております。今 手続きをされているとい
うのをお聞きしました。

議長 他に質問、意見ありませんでしょうか。

(意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 議案第22号については、全員賛成でございますので、許可
と決定いたします。

次に、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による小作
地の合意解約について事務局より報告をお願いします。

事務局 16ページをご覧ください。説明します。
2件とも、農業公社を通した合意解約です
番号1です。 16ページをご覧ください。
農地の賃貸借の合意解約です。貸付人及び借受人は資料のと
おりです。土地の所在は岩野字下里坊にある農地1筆です。
基盤整備に移行するための合意解約とのことです。

利用権設定日は令和7年9月12日、合意解約日は令和8年7月8日、土地の引き渡し日は令和8年7月8日です。
場所については、17ページの公営住宅里坊団地の南西に位置する青枠部分の1筆をご覧ください。
次に、番号2です。16ページをご覧ください。
農地の賃貸借の合意解約です。貸付人及び借受人は資料のとおりです。土地の所在は岩野字下里坊にある農地7筆です。
基盤整備に移行するための合意解約とのことです。
利用権設定日は令和7年9月12日、合意解約日は令和8年7月8日、土地の引き渡し日は令和8年7月8日です。
場所については、17ページの公営住宅里坊団地の西に位置する赤枠部分の7筆をご覧ください。
説明は以上になります。

議長

次に、報告第10号、令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定について報告いたします。
事務局より報告をお願いします。

事務局

18ページをご覧ください。説明します。
令和8年度分の、農業委員会における最適化活動の目標の設定について報告します。
18ページは、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要の実数です。
19ページに移ります。1 最適化活動の成果目標、まず、（1）農地の集積①現状及び課題にあるとおり、管内の農地面積は349haですが、今年度末の集積目標面積は、②にあるとおり140haです。（2）の遊休農地の解消に関しましては、解消目標は3haと設定しております。
20ページに移ります。（3）の新規参入の促進について

ですが、目標の権利移動面積は 3 ha を設定しております。
2 (1) 最適化活動の活動目標についてです。皆様に毎月提出をお願いしている活動日誌の一人当たりの月間目標日数は 1 0 日としておりますので活動記録簿の方の提出を宜しくお願いいたします。(2) 活動強化月間の設定目標については、農地パトロールなどを実施し、3 回を目標としております。

(3) 新規参入相談会・就農者育成総合対策相談会を実施して、今後の就農状況確認に関する相談を受ける予定です。これは実際 1 回目の方を会長と私の方でも新規就農者の現場を見て、前回行ったところでございます。

以上のとおり「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」について、HP 上で公表いたします。

説明及び報告は、以上です。

議長

以上の説明に関して、皆様の質問等はありませんか。

(質問なし)

質問がないようですので、この結果を踏まえて、令和 8 年度の目標を達成できるように頑張っていきたいと思います。

提案した議案は以上のとおりでありますので、第 9 回農業委員会総会を閉会します。

(1 3 時 5 9 分)

議長

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためここに証明する。

議 長 尾前 重徳

署名委員 椎葉 万紀

署名委員 山本 広樹